

総代会での確認事項

【開催にあたっての手続等について】

①各都道府県の総代定数の割り振り

- ・認定事業者中のシェアなのか、組合内のシェアなのか。
→前者であれば、各都道府県ごとの契約数がわからなければ適正定員かどうか判断できない。
→後者であれば、都道府県によって認定数（分母）が違うので不公平ではないか。

※現定款には総代数を決する規定なし。今回の総代定数はどこから算出したものか、基準が不明。（→自分たちの都合で割り振りしたのではないか）

②白紙委任一人4票は適正か。

- ・各都道府県の総代選挙において、定款46条2項に、「代理することができる総代数は1名」と明記されている。これを無視して白紙委任4票を有効数とした総代選挙は有効なのか。
- ・またその総代が議決権を持って行われる臨時総代会は有効なのか。

③10年間の決算書には、山城（840万の機構給与）に関する拠出の記載がない。

数字（勘定科目と金額）の操作が行われているのに、その決算書で承認することは、不正支出を認めることになる。

誰に何の名目でお金が渡ってきたか、どこに記載があるのかはっきりさせてほしい。支部の活動費として支出されたのなら、今が支部活動費として明細を公表すべきときではないか。

※これは、どのように行政に報告しているのか。

④使途不明金について、平成14年の任意団体から認可共済に組織変更するときに資産引継ぎがなかったと言ったがありえない。平成15年の決算書類にある資産が1年で計上できるはずがない。

※国交省に設立当時の書類を開示請求すれば、嘘であることがすぐにわかる。

実際どうであったのかはっきりさせる必要がある。

⑤各議案として案内されてきた項目と実際の議案書内容が違う（1号議案の内容が2号に編綴されている）が、これは各議決に影響がないのか。審議はどうやって行うのか。議案として諮る前に訂正が必要ではないのか。

⑥H Pに記載されたままの 2013.11.1 付「交通傷害保障内容の変更」は、いつ認可を受けたのか。いつの総代会の承認事項か。

その他の受託自動車共済についても、約款が無効なら、H15 年以降に改定された内容は無効ではないか。以降に販売された補償内容も行政承認まで新規引受は出来ないのではないか。

認可を受けていないのに取り扱いを継続してもよいのか。行政は新規引受をしてもよいと言っているのか。

既存の組合員の契約は、契約者に不利益の無いように取り扱いをしなければならないが、損保では金融庁の指導を受けた場合、新たな引受は全て認められない。認可を受けない約款が無効なら、その約款に基づいた新規契約はあり得ない。

【議案、その他について】

①組織団の公認会計士はだれか。決算書には一度も公認会計士の報告書が付いていない。⇒今までの不正、不適正な組織運営に幹部として関わった人間の内部監査に信ぴょう性があるのか。

②国交省から、宮平の契約以外に不正契約の存在を調べろと問い合わせが来ているとのことだが、回答はどうなっているのか。

・前回の総代会で、林の裏金や、山城の機構給与の問題が出ていた。他にも幹部その他に対する不正契約、割引などの優遇契約があるのではないか。
無いとするならどうやってそれを証明するのか。

③今回の「業務改善命令」に対し、行政への報告書を開示せよ。

内容が正しいか、事務局の内々の報告ではなく、組合員として知る権利がある。

④推薦委員の選挙区の基準は何か。（定款第32条第3項にある別表1の基準）

⑤支部運営内容は閲覧できるのか。（支部規約第5条）

他の支部の組合員が閲覧することはできるのか。

例：兵庫の組合員が北海道支部の内容を閲覧できるのかどうか。

⑥支部総会の出席3分の1以上は、本人出席か。（支部規約第12条）

※支部設立は委任含めて過半数となっている。

※理事立候補時に、6号、9号議案内容で進めようとした場合、行政承認を受けていない規定によるものなので違法。現在の定款に従って進めるように確認が必要。また、役員選挙規約が別途あるということであっても、これは総代会の承認事項なので、内容が今まで総代会に諮られていないこと自体問題。まず現在の規約類の内容を周知することが必要。そのうえでどのように進めるつもりなのか。